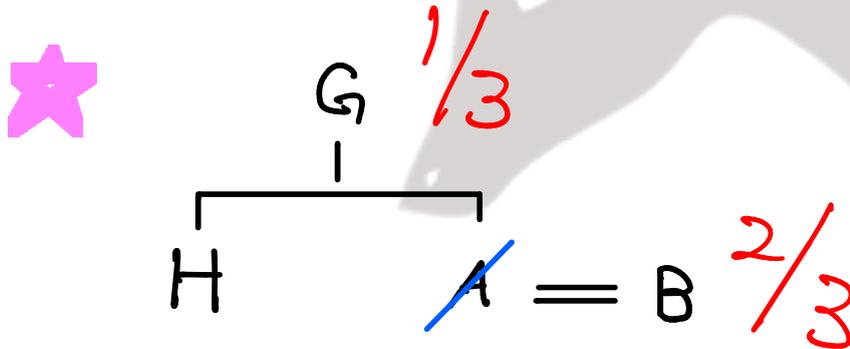


法定相続分 宅建 H08-10-2 <<#660>>

【問】 正誤をつけよ。

居住用建物を所有するAが死亡した。Aに、配偶者B、母G、兄Hがいる場合、Hは相続人とならず、BとGが相続人となり、Gの法定相続分は4分の1となる。



【答え】 誤り

<<ポイント>> 法定相続分 【★基礎必須】

同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。

二 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、3分の2とし、直系尊属の相続分は、3分の1とする。（民法 900 条 2 号）

<<参考>>

相続人	相続分	注意事項
配偶者と子	配偶者 = 2分の1 子 = 2分の1	①子(養子・胎児を含む)の相続分は平等 ②非嫡出子と嫡出子の相続分は同等
配偶者と直系尊属	配偶者 = 3分の2 直系尊属 = 3分の1	直系尊属の相続分は平等
配偶者と兄弟姉妹	配偶者 = 4分の3 兄弟姉妹 = 4分の1	①兄弟姉妹の相続分は平等 ②片親の違う兄弟姉妹は他の兄弟姉妹の2分の1